

(公社) 北海道トラック協会  
セーフティ通信

第1476号

R01. 6. 26

(公社) 北海道トラック協会

TEL (011) 511-9784

FAX (011) 521-5810

HP アドレス <http://www.hta.or.jp/>

# トラック運送業界における点検整備推進運動(要旨)

【事業者、管理者等の皆様へ】 (当協会ホームページお知らせ参照)

## 1 目的

車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられており、また、昨年車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が、3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

## 2 実施期間

- (1) 本運動は、1年を通じて実施する通年運動です。
- (2) 全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」  
令和元年9月1日(日)から9月30日(月)までの1ヶ月間
- (3) 「地方独自強化月間」  
7月～10月の1か月間(旭川、北見～7月、札幌、室蘭、函館、十勝、釧路～10月)

## 3 重点実施項目

- (1) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原 動 機	燃 料 装 置		燃料もれ	同左
電 気 装 置	電 気 配 線		接続部の緩み及び損傷	同左
走 行 装 置	ホ イ ー ル		タイヤの状態	同左
			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制 動 装 置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施  
エア・クリーナー・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」  
確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

## ◎ 国土交通省北海道運輸局、各支局取り組みへの協力について

- 1 令和元年度「自動車点検整備推進運動」の国土交通省取組みの事前周知について  
前検査でユーザー車検を行う事業用自動車と自家用大型貨物車を対象に、直近の3ヶ月定期点検の実施状況を点検整備記録簿で確認を行うもので、ユーザー車検の際に提示が必要となります。
- 2 令和元年度自動車点検整備推進運動における「大型自動車の重点点検の実施要領」について

### 【重点点検項目】

大型自動車(車両総重量8トン以上)の車輪脱落事故や車両火災の防止に関し、依然として日常点検整備、定期点検整備の不備による事故が発生している状況から、これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、大型自動車の重点点検が行われることとなりました。

### 【重点点検実施対象事業者】

- 会員事業者であって、事業用貨物自動車を50両以上保有する事業者。  
重点点検項目の点検結果は重点点検報告書により、地方運輸支局に報告することとなります。

【実施期間】～令和元年9月1日(日)から令和元年11月30日(土)までの3ヶ月間